

契 約 書 (案)

1	件名	自動車重量税納付書等印刷契約
2	品名及び規格	別紙仕様書のとおり
3	契約単価	別表1 (品目表) のとおり
4	納入場所	別紙仕様書のとおり
5	契約金額	¥ — (うち消費税及び地方消費税相当額¥ —)
6	契約保証金	免除

上記の印刷物について、支出負担行為担当官 中国運輸局長 益田 浩 (以下「甲」という。) と独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部長 坂井 孝司 (以下「乙」という。) と (以下「丙」という。) との間に、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 甲、乙及び丙は、この契約書に基づき、仕様書等 (別冊の仕様書、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。) に従い、日本国の法令を遵守し、この契約 (この契約書及び仕様書等を内容とする印刷物の契約をいう。以下同じ) を履行しなければならない。
- 2 丙は、頭書記載の印刷物 (以下「印刷物」という。) を所定の納品日に納入し、検査合格後、甲及び乙に引き渡すものとし、甲及び乙は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 丙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は甲、乙及び丙の協議がある場合を除き、印刷物を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 丙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して甲、乙及び丙の間で用いる言語は、日本語とする。

- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲、乙及び丙の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲、乙及び丙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲、乙及び丙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
 - 4 甲、乙及び丙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 丙は、印刷物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

（納入方法）

- 第4条 丙は、印刷物を納入するときは、納品書を添えて納入するものとする。

(仕様書等又は印刷物に関する指示の変更)

第5条 甲及び乙は、必要があると認められるときは、仕様書等又は印刷物に関する指示の変更内容を丙に通知して、仕様書等又は印刷に関する指示を変更することができる。この場合において、甲及び乙は、必要があると認められるときは、契約単価若しくは納品日を変更し、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(印刷物の納入の中止)

第6条 甲及び乙は、必要があると認められるときは、印刷物の納入の中止内容を丙に通知して、印刷物の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により印刷物の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約単価若しくは納品日を変更し、又は丙が印刷物の納入の続行に備え印刷物の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納期の延長)

第7条 丙は、その責めに帰すことができない事由により、所定の納品日に、印刷物の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲及び乙に納入期限の延長変更を請求することができる。

(納品日の変更方法)

第8条 納品日の変更については、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知するものとする。ただし、甲及び乙が納品日の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、甲及び乙が納品日の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

(契約単価の変更方法等)

第9条 契約単価の変更については、甲、乙及び丙で協議して定める。ただし、協議

開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知するものとする。ただし、甲及び乙が契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、丙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲及び乙が負担する必要な費用の額については、甲、乙及び丙で協議して定める。

(一般的損害)

第10条 印刷物の引き渡し前に印刷物に生じた損害その他印刷物の納入に当たり生じた損害(次条第1項に規定する損害を除く。)については、丙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲及び乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

(不可抗力による損害)

- 第11条 丙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、印刷物の納入が不可能となったときは、遅滞なく甲及び乙に通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、丙が明らかに損害を受け、これにより印刷物の納入が不可能となったことが認められる場合は、甲、乙及び丙で協議するものとする。

(物価等の変動に基づく契約金額等の変更)

第12条 甲及び乙又は丙は、納入期限内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不適當であると認められるに至ったときは、甲及び乙と丙との協議の上、契約金額又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第5条、第9条の規定を準用する。

(納入及び検査)

第13条 甲及び乙は、丙から印刷物の納入があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、合格したときは、丙はただちに当該印刷物を甲及び乙に引き渡

さなければならない。

- 2 印刷物の納入及び検査に要する一切の費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて丙の負担とする。
- 3 第1項の検査に合格しないものがあるときは、丙は甲及び乙の指定する日時までに取替等の適切な措置を講ずるものとし、この場合においては前2項の規定を準用する。

(契約代金の請求及び支払い)

第14条 丙は、前条第1項の検査に合格し、引き渡しを完了した後、別添契約金額内訳表に基づき、甲乙それぞれに代金の請求をするものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づく適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲及び乙がその責めに帰すべき事由により前条第1項に基づく検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第15条 丙は、甲及び乙の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により丙が第三者を代理人とした場合において、丙の提出する支払請求書に当該第三者が丙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約代金の不払いに対する契約の中止)

第16条 丙は、甲及び乙が第14条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、この契約を一時中止することができる。この場合においては、丙は、その理由を明示した書面により、ただちにその旨を甲及び乙に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により丙が契約を一時中止した場合において、必要があ

ると認められるときは、納品日を変更し、又は丙が増加費用を必要とし、若しくは丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 甲及び乙は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、甲及び乙の指示により生じたものである場合（ただし、丙がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除く）を除き、丙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 甲及び乙が、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内（数量の不足については5年以内）に甲及び乙に通知することを要する。ただし、丙が第13条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第18条 丙の責めに帰すべき事由により所定の納品日に印刷物を納入することができない場合においては、甲及び乙は、損害金の支払いを丙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該発注品名の数量に契約単価を乗じて得た金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲及び乙の責めに帰すべき事由により、第14条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、丙は、未受領の契約代金につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲及び乙に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条の2 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

（甲及び乙の解除権）

第19条 甲及び乙は、丙が納入期限内に本契約を履行しない場合、一定の期間を定め

て催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約に照らして軽微であると認めるときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき事由により、納入期限内に物品の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

二 丙が本契約の全部の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

三 丙について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思表示した場合において、履行した一部のみでは契約の目的が達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 丙が債務の履行をせず、催告しても契約目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

七 第21条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

八 丙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ていると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、丙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（協議解除）

第20条 甲及び乙は、契約期間内においては、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により契約を解除したことにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（丙の解除権）

第21条 丙は、甲及び乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 丙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲及び乙に請求することができる。

（解除の効果）

第22条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲、乙及び丙の義務は消滅する。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、丙が既に印刷物の納入を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引き渡しを

受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けることができる。この場合において、甲及び乙は、当該引き渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を丙に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分代金の額は、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

（賠償金等の徴収）

第23条 丙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、甲及び乙は、その支払わない額に甲及び乙の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲及び乙の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲及び乙は、丙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約外の事項）

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙で協議して定める。

この契約の証として、本契約書3通を作成し甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号

中国運輸局

支出負担行為担当官

中国運輸局長 益田 浩

乙 広島市西区観音新町4丁目13番13-2号

独立行政法人自動車技術総合機構

中国検査部長 坂井 孝司

丙

仕 様 書

1. 件名 自動車重量税納付書等印刷契約

2. 契約品目

①手数料納付書

判 型	A4判	軽印刷	片面
色 数	単色（黒）		
用 紙	上質紙A判 35kg		
製本・加工	化粧断ち、100枚単位で帯封 1箱あたり2000枚で箱詰め		

②自動車重量税納付書（グリーン）

判 型	A4判	軽印刷	片面
色 数	単色（黒）		
用 紙	色上質紙（鶯）A判薄口		
製本・加工	化粧断ち、100枚単位で帯封 1箱あたり2000枚で箱詰め		

③自動車重量税納付書（ピンク）

判 型	A4判	軽印刷	片面
色 数	単色（黒）		
用 紙	色上質紙（桃）A判薄口		
製本・加工	化粧断ち、100枚単位で帯封 1箱あたり2000枚で箱詰め		

④自動車重量税納付書（検査対象外軽自動車）（水色）

判 型	A4判	軽印刷	片面
色 数	単色（黒）		
用 紙	上質紙A判 35kg		
製本・加工	化粧断ち、100枚単位で帯封 1箱あたり2000枚で箱詰め		

⑤自動車検査票

判 型	A4判	軽印刷	両面
色 数	単色（黒）		
用 紙	上質紙A判 70.5kg		
製本・加工	化粧断ち、100枚単位で帯封 1箱あたり2000枚で箱詰め		

※現物を参照とすること。（現物は必ず返却すること。）

法改正により印刷内容について軽微な変更を求められることがあるため、

納期ごとに変更の有無を確認してから印刷を開始すること。

3. 数量 「納入場所別数量表」のとおり

4. 納入場所 「納入場所別数量表」のとおり

5. 納品等

(1) 納品日は以下の4回とする。

納期1回目：令和6年 8月 7日（水）

納期2回目：令和6年10月 2日（水）

納期3回目：令和6年12月 4日（水）

納期4回目：令和7年 3月 5日（水）

なお、納品時間については、平日9時～17時までとし、納品する際には事前に納品先担当者へ連絡すること。

(2) 本調達物件の納品にかかる納入経費（送料）等の必要な経費は全て受注者の負担とする。

(3) 2. に定める契約品目ごとに輸送に耐えうる強度を持つダンボールにより梱包し、品目及び数量が容易に確認できるように表示すること。

(4) 発送後、送付伝票等、発送事実を確認できる資料を納品書と共に提出すること。

6. その他

(1) 印刷用紙は、グリーン購入法の基準に適合しているものであること。

ただし、在庫等、諸要因による制約から入手が困難な場合は、協議のうえ品質等を決定することとする。この場合、なるべく環境に配慮した品質のものを使用すること。

(2) 受注者は、落札後2週間以内に下記の書類を中国運輸局長に提出すること。

・入札内訳書又は見積書（品目ごとの単価及びバーコード印刷にかかる単価が記載されたものに限る）

・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づく「資材確認票」

・工程表

(3) 5.（1）に定める各納期の2週間前までに発注者へ原稿の内容確認（校正を含む）及びサンプルの提出による確認を受けた後、印刷を開始すること。

(4) 様式に変更があった場合は発注者と充分協議を行った上、対応すること。

(5) 作業中に発生した損紙またはデータ等の管理は外部に流出がないよう十分に注意すること。

(6) 損紙は納品数には含めないため、受注者負担により適宜追加印刷を行うこと。

(7) 使用者の責によらない破損等、または不良品、不適合品の納入があった場合には直ちに交換を行うこと。

(8) 契約単価は、落札者が提示した落札価格の根拠となる、6.（2）の入札内訳書又は見積書にある発注単位単価により定める。

(9) 本仕様書に記載のない事項、契約履行上生ずる疑義については、双方協議のうえ決定する。

(10) 受注者は各納品日において所定数量の物品を納入し、検査に合格し引き渡し完了したときは、書面により当該物品に対する契約代金相当額の支払いを請求することができる。

■自動車検査票バーコード刷り込み作業

数量：255,000枚（各支局事務所内訳は別紙の通り）

印刷：デジタルプリント 1C/0 可変印刷（バーコード部分）

バーコード部分は1枚ずつの可変印刷になります。

梱包：事務所ごとに梱包し、数量を表記すること。

納品：各地納品（各支局・事務所）とする。納品までの一切の費用及び損失等は請負者の負担とする。

欠損：印刷物に瑕疵がある場合は、請負者の負担において取替若しくは補修を行うこと。

バーコード仕様

①基本仕様

バーコードの基本仕様は下表のとおりとする。

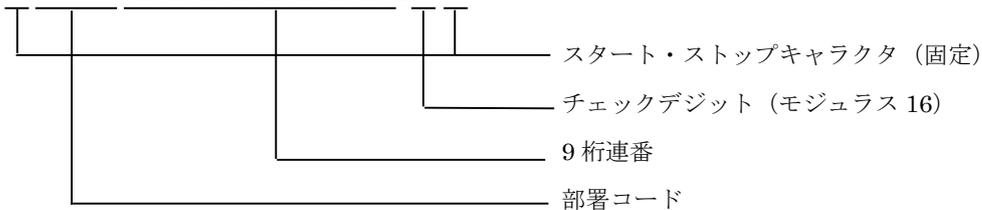
バーコード種別	NW-7
枠線	無し
ヒューマンリーダブルキャラクタ印字	有り
バー高さ	15mm
ナロー幅	0.26mm
ナロー線：ワイド線	1：2.3
クワイエットゾーン（左右余白）	ナロー幅の2.1倍
上下余白	ナロー幅の1.0倍

②格納データ仕様

格納するデータの仕様は以下のとおりとする。

桁数：15桁（=スタートキャラクタ+12桁数値+チェックデジット+ストップキャラクタ）

内容：A△△△□□□□□□□□★A



※ 9桁連番の開始番号及び部署コードは別紙のとおり。

	数量 (枚)	部署 コード	開始番号		終了番号	所在地
中国検査部	65,000	711	500807001	～	500872000	広島市西区観音新町4-13-13-2
福山事務所	40,000	712	500555001	～	500595000	福山市南今津町44
鳥取事務所	12,000	721	500335501	～	500347500	鳥取市丸山町224
島根事務所	34,000	731	500335001	～	500369000	松江市馬潟町43-3
岡山事務所	64,000	741	501123001	～	501187000	岡山市北区富吉5301-5
山口事務所	40,000	751	500611001	～	500651000	山口市宝町1-8

合計 255,000

納入場所別数量表

令和6年度分 年間総とりまとめ表

物品名	単位	広島	福山	鳥取	島根	岡山	山口	数量合計
手数料納付書	枚	260,000	75,000	60,000	48,000	155,000	140,000	738,000
自動車重量税納付書(グリーン)	枚	238,000	88,000	22,000	33,000		196,000	577,000
自動車重量税納付書(ピンク)	枚		11,000		44,000	11,000		66,000
自動車重量税納付書(検査対象外軽自動車)(水色)	枚	2,000	2,000		9,000		7,000	20,000
自動車検査票	枚	65,000	40,000	12,000	34,000	64,000	40,000	255,000

表記	納入場所	所在地
広島	広島運輸支局	広島市西区観音新町4-13-13-2
福山	福山自動車検査登録事務所	福山市南今津町44
鳥取	鳥取運輸支局	鳥取市丸山町224
島根	島根運輸支局	松江市馬潟町43-3
岡山	岡山運輸支局	岡山市北区富吉5301-5
山口	山口運輸支局	山口市宝町1-8

契約金額内訳表(令和6年度分合計)

品目	単位	数量	単価 (甲分担額) (乙分担額)	合価	甲分担額	乙分担額	備考
手数料納付書	枚	738,000					
自動車重量税納付書 (グリーン)	枚	577,000					
自動車重量税納付書 (ピンク)	枚	66,000					
自動車重量税納付書 (検査対象外軽自動車)	枚	20,000					
自動車検査票	枚	255,000	{ }				用紙等印刷代 バーコード印刷代
合計(税抜き)							
消費税							
合計							

物品名	単位	広島	福山	鳥取	鳥根	岡山	山口	数量合計
手数料納付書	枚	260,000	75,000	60,000	48,000	155,000	140,000	738,000
自動車重量税納付書(グリーン)	枚	238,000	88,000	22,000	33,000		196,000	577,000
自動車重量税納付書(ピンク)	枚		11,000		44,000	11,000		66,000
自動車重量税納付書(検査対象外軽自動車)(水色)	枚	2,000	2,000		9,000		7,000	20,000
自動車検査票	枚	65,000	40,000	12,000	34,000	64,000	40,000	255,000

契約金額内訳表(8月分)

品目	単位	数量	単価 (甲分担額) (乙分担額)	合価	甲分担額	乙分担額	備考
手数料納付書	枚	123,000					
自動車重量税納付書 (グリーン)	枚	131,000					
自動車重量税納付書 (ピンク)	枚	22,000					
自動車重量税納付書 (検査対象外軽自動車)	枚	3,000					
自動車検査票	枚	121,000	{ }				用紙等印刷代 バーコード印刷代
合計(税抜き)							
消費税							
合計							

契約金額内訳表(10月分)

品目	単位	数量	単価 (甲分担額) (乙分担額)	合価	甲分担額	乙分担額	備考
手数料納付書	枚	189,000					
自動車重量税納付書 (グリーン)	枚	131,000					
自動車重量税納付書 (ピンク)	枚	22,000					
自動車重量税納付書 (検査対象外軽自動車)	枚	5,000					
自動車検査票	枚		{ }				用紙等印刷代 バーコード印刷代
合計(税抜き)							
消費税							
合計							

契約金額内訳表(12月分)

品目	単位	数量	単価 (甲分担額) (乙分担額)	合価	甲分担額	乙分担額	備考
手数料納付書	枚	234,000					
自動車重量税納付書 (グリーン)	枚	156,000					
自動車重量税納付書 (ピンク)	枚	11,000					
自動車重量税納付書 (検査対象外軽自動車)	枚	12,000					
自動車検査票	枚	134,000	{ }				用紙等印刷代 バーコード印刷代
合計(税抜き)							
消費税							
合計							

契約金額内訳表(3月分)

品 目	単位	数量	単価 (甲分担額) (乙分担額)	合価	甲分担額	乙分担額	備考
手数料納付書	枚	192,000					
自動車重量税納付書 (グリーン)	枚	159,000					
自動車重量税納付書 (ピンク)	枚	11,000					
自動車重量税納付書 (検査対象外軽自動車)	枚						
自動車検査票	枚		{ }				用紙等印刷代 バーコード印刷代
合計(税抜き)							
消費税							
合計							

品目表

別表1

品目	単位	単価(税抜き)
手数料納付書	枚	円
自動車重量税納付書(グリーン)	枚	円
自動車重量税納付書(ピンク)	枚	円
自動車重量税納付書(検査対象外軽自動車)	枚	円
自動車検査票	枚	円
	うち用紙等印刷代	円
	うちバーコード印刷代	円